

産前産後休業終了時及び育児休業終了時における標準報酬月額改定について

(1) 制度の概要

標準報酬制において、掛金（保険料）算定の基礎となる「標準報酬月額」は、原則として、毎年4月から6月に支給された基本給や諸手当を基礎として決定し、同年9月から1年間適用されます。（※1）

産前産後休業又は育児休業（産休等）の終了後、職務に復帰し、**育児部分休業又は育児短時間勤務（育児部分休業等）を取得した場合には**、次の定時決定までは育児部分休業等による減額が反映されず、実際の報酬より高い産休前の「標準報酬月額」により掛金が算定されることとなります。

そこで、実際の標準報酬月額を適用するために産休等を終了した日において、3歳に満たない子を養育する組合員から、**「産前産後休業終了時改定申出書」又は「育児休業終了時改定申出書」**の提出があった場合、産休等終了日の翌日が属する月以降3ヶ月間に受けた報酬（育児部分休業等による減額を反映した報酬）の平均額を報酬月額として、定時決定を待たずに標準報酬月額を改定する制度です。

※1. これを定時決定といいます。この標準報酬月額は掛金（保険料）算定の基礎となるだけでなく、公立学校共済組合からの各種給付金や将来の年金額の算定にも用います。

(2) 産前産後休業終了時改定

(ア) 対象者

産前産後休業を終了した日において、3歳に満たない子を養育する組合員で、復帰後の勤務形態が育児短時間勤務や育児部分休業であること、又は諸手当の支給額が変動したこと等により、報酬（基本給と諸手当の総額）が産休前より低下した組合員。

ただし、産休終了日の翌日に育休等を開始している組合員は、この制度の対象とはなりません。

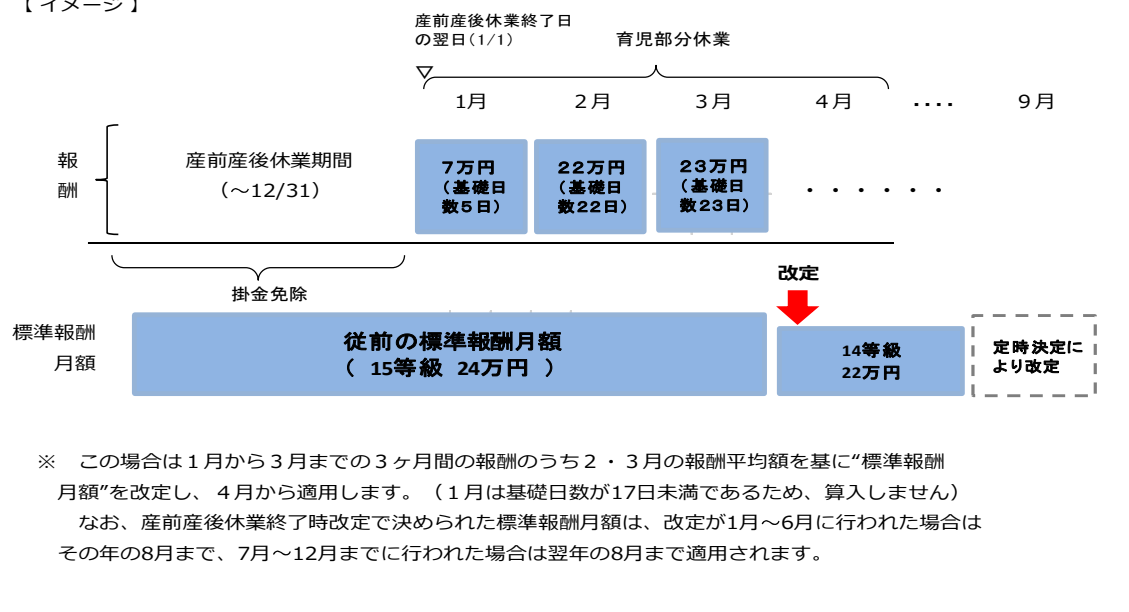
なお、産前産後休業終了時改定の申出がない場合でも、復職時調整により給料表の級・号給が変動したことや固定的給与が変動したことで「随時改定」（※2）の対象となる場合は、「随時改定」により標準報酬月額が改定されます。

※2. 随時改定とは、基本給などの固定的給与が一定額以上変動した場合に標準報酬月額を改定することです。この改定は組合員からの申出は不要です。

【産前産後休業終了時改定と随時改定の違い】

	産前産後休業終了時改定	通常の随時改定
標準報酬月額算定の基礎となる期間	産前産後休業の終了日の翌日が属する月以後の3ヶ月間(固定的給与の変動がない場合でも改定可能)	固定的給与に変動があった月以後の3ヶ月間
支払基礎日数	支払基礎日数が17日以上のある月が1月でもあれば改定	支払基礎日数が17日未満のある月があるときは随時改定を行いません
改定に必要な等級差	1等級差でも改定	2等級以上の差が生じることが必要
改定月	産前産後休業終了日の翌日が属する月から起算して4ヶ月目	固定的給与に変動を生じた月から起算して4ヶ月目
申出の要否	組合員からの申し出に基づき改定が行われます	組合員からの申し出の有無によらず、随時改定の要件に該当した場合は、改定が行われます

【イメージ】



(イ) 申請方法

「標準報酬産前産後休業終了時改定申出書」に「産休から職務に復帰したことがわかる書類」を添付して共済組合へ提出してください。

(3) 育児休業終了時改定

(ア) 対象者

育児休業を終了した組合員が、その終了日において、その育休に係る3歳に満たない子を養育する場合で、復職後の勤務形態が育児短時間勤務や育児部分休業であること、

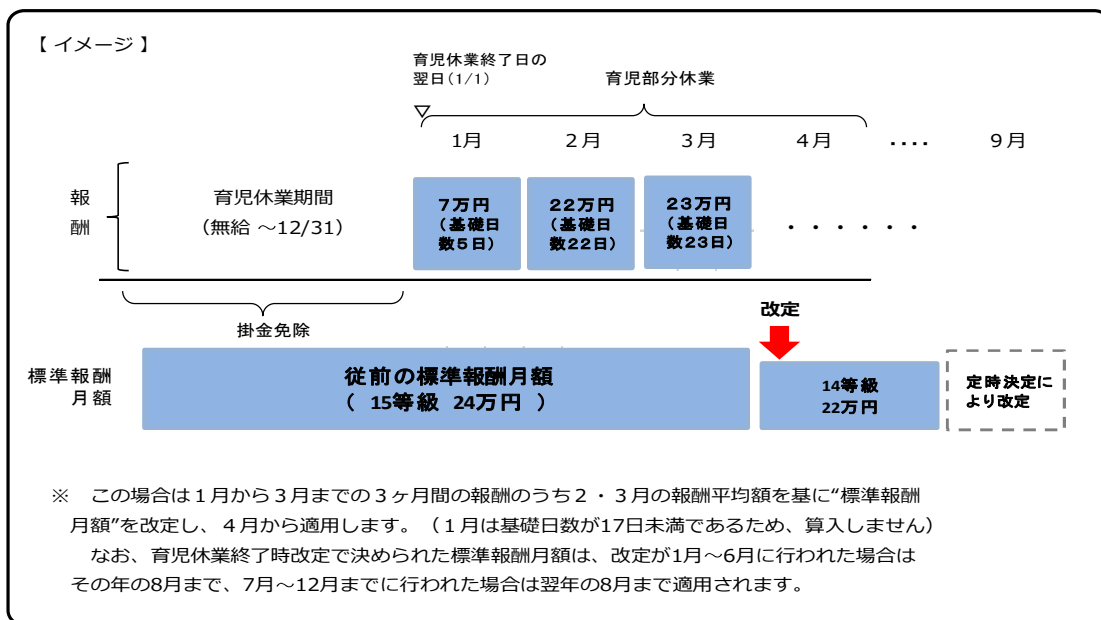
又は諸手当の支給額が変動したこと等により、報酬（基本給と諸手当の総額）が産休前より低下した組合員。

ただし、育休終了日の翌日から次子の産休に係る掛金免除の適用を受ける組合員は、この制度の対象とはなりません。

なお、育児休業終了時改定の申出がない場合でも、復職時調整により給料表の級・号給が変動したことや固定的給与が変動したことで「随時改定」の対象となる場合は、「随時改定」により標準報酬月額が改定されます。

【 育児休業終了時改定と随時改定の違い 】

	育児休業終了時改定	通常の随時改定
標準報酬月額の算定の基礎となる期間	育児休業等の終了日の翌日が属する月以後の3ヶ月間(固定的給与の変動がない場合でも改定可能)	固定的給与に変動があった月以後の3ヶ月間
支払基礎日数	支払基礎日数が17日以上の方が1月でもあれば改定	支払基礎日数が17日未満の月があるときは随時改定を行いません
改定に必要な等級差	1等級差でも改定	2等級以上の差が生じることが必要
改定月	育児休業等終了日の翌日が属する月から起算して4ヶ月目	固定的給与に変動を生じた月から起算して4ヶ月目
申出の要否	組合員からの申し出に基づき改定が行われます	組合員からの申し出の有無によらず、随時改定の要件に該当した場合は、改定が行われます。



(イ) 申請方法

「標準報酬育児休業休業終了時改定申出書」に「育短や育児部分休業の承認を受けた辞令の写しに復帰したことがわかる辞令の写し」を添付して共済組合へ提出してください。